

第 1 編 産業廃棄物

第 3 章 申請及び報告

1 許可申請等の手続き

(1) 許可申請等が必要なもの

- ① 収集運搬業 産業廃棄物収集運搬・特別管理産業廃棄物収集運搬
- ② 処 分 業 中間処理（焼却、脱水、破砕等）（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）
最終処分（埋立処分）（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）
- ③ 施設設置 中間処理施設（41～42 頁参照）・最終処分場（埋立処分場）（43 頁参照）

※ 施設設置について

ア．設置許可申請を行なう前に事前協議が必要です。

イ．中間処理施設で施設設置許可の必要のない施設であっても処分業を行う場合は、施設設置前に事前協議が必要です。

ウ．施設設置許可申請には、生活環境影響調査書の添付が必要です。

- ④ 施設の譲受け等（56 頁参照）

- ⑤ 県外産業廃棄物の搬入

県外から産業廃棄物の搬入（積み替え保管、中間処理、最終処分）を行う場合は、鹿児島市との事前協議が必要となります。なお、九州以外で発生した産業廃棄物の搬入は原則認められません。

(2) 許可申請（必要書類は 69～72 頁参照）

許可申請は、当該処理業を行う区域や施設を設置する区域を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長（鹿児島市長）に行います。

※先行許可証の提出

許可申請において、他自治体で産業廃棄物処理業の許可を受けている場合、許可証の提出（許可証の記載事項 5 項目の先行許可証の提出の有無が「無」であること。）を行うことにより、添付書類の一部を省略することができます。

※申請書添付書類の原本写しの添付

許可申請に添付することとされている商業登記簿謄本、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、直近 3 年の法人税（個人においては所得税）の納付すべき額及び納付済みの額を称する書類（納税証明書）等については、提出の際に原本照合を受けた場合は、原本でなく原本写しを添付することができます。

※書類の添付を省略できる事例とその書類【規第 2 1 条】

許可申請等において、同時に二以上の申請書、その他の書類を提出する場合、添付すべき書類の内容が同一であるときは、その旨を記載して書類の添付を省略することができます。

不動産登記事項証明書、履歴事項全部証明書、住民票、成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書等

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化 (平成 23 年 4 月 1 日施行)

～産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化～

改正概要

改正前は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならなかったが、原則として、一の政令市を越えて(※)収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとなった。

(※)政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

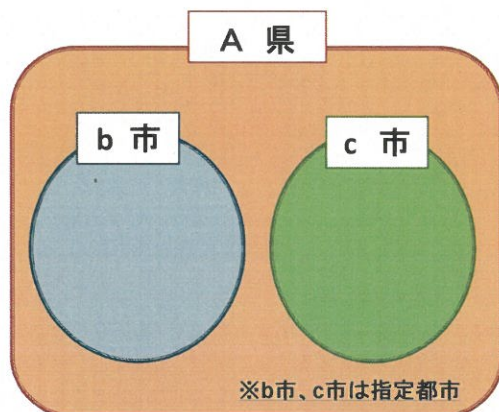
(市域を越える範囲での収集運搬を業として行う県の許可を受けた業者が、一の政令市内での収集運搬を行うことは可能)

効果

○ 全国で収集運搬業を行う場合、これまでは109の許可を受け、5年ごとに更新しなければならなかったが、原則として、47の都道府県知事の許可を受ければよいこととなり、許可の手続が合理化されることとなる。

関連改正

- 許可証の様式に、同一都道府県内の政令市の許可の有無の欄を設ける
- 変更の届出を要する事項として、同一都道府県内の政令市の許可の有無を追加する
- 変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えを受けることができることとする。



◆ ケース①

産業廃棄物収集運搬業者X(以下X)が、b市(積保なし)及びc市(積保なし)において業を営もうとする場合

Before - b市及びc市の許可が必要。

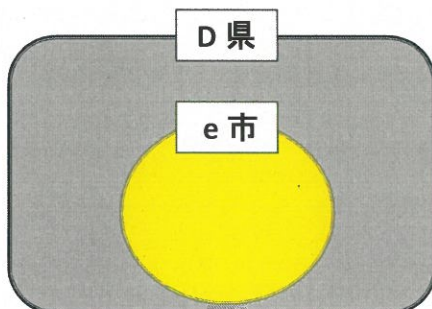
After - A県の許可が必要。

◆ ケース②

Xが、b市(積保なし)及びe市(積保なし)において業を営もうとする場合

Before - b市(積保なし)及びe市(積保なし)の許可が必要。

After - 変更なし。



◆ ケース③

Xが、A県(積保なし)及びb市(積保あり)において業を営もうとする場合

Before - A県(積保なし)及びb市(積保あり)の許可が必要。

After - 変更なし。

(4) 許可の取消し及び事業の停止

① 許可を取り消さなければならない場合【法第14条の3の2第1項、法第14条の6】

ア. 欠格要件（法第14条第5項第2号イからへまでのいずれか）に該当するに至った場合。

イ. 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときに該当し、情状が特に重い場合。

※ 情状が特に重い場合とは、不法投棄などの重大な法違反を行なった場合や違反行為を繰り返し行ない是正が期待できない場合等、直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいい、違反行為の態様や回数、影響、行為者の是正可能性等から判断されます。なお、法第25条及び法第26条の各号並びに法第27条に掲げる違反については、重大な法違反を行なったものとして通常はこれに該当します。

なお、ここでいう違反行為とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はない。このため、捜査機関による捜査が進行中である場合、又は公判手続きが進行中である場合であっても、違反行為が客観的に明らかである場合には、この要件に該当します。

ウ. 事業の停止命令に違反した場合。

エ. 不正の手段により（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可（変更許可を含む）を受けた場合。

② 許可を取り消すことができる場合【法第14条の3の2第2項、法第14条の6】

ア. その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合。

イ. 許可に付した生活環境上必要な条件に違反した場合。

③ 事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合【法第14条の3、法第14条の6】

ア. 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた場合。

イ. その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合。

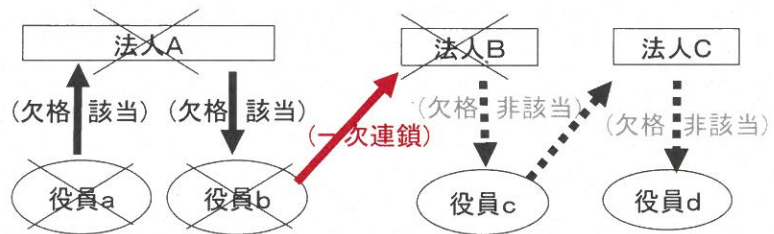
ウ. 許可に付した生活環境上必要な条件に違反した場合。

(5) 許可の欠格要件に係る規定の合理化（平成 23 年 4 月 1 日施行）

～許可の欠格要件に係る規定の合理化～

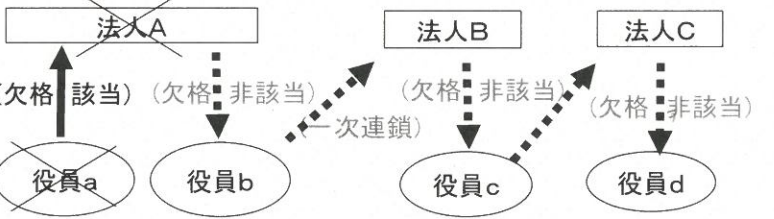
改正後

パターン① 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



- 廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合
- 不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合
 - 暴力団が関与した場合
 - 不正・不誠実な行為をすることがおそれがある場合
 - 不正手段で許可を取得した場合

パターン② 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合



- 廃棄物処理法上の悪質性が重大でない場合
- 道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合
 - 廃掃法中の刑罰が軽い違法行為をした場合
 - 破産した場合 等

(6) 処理業許可申請等に必要書類

収集運搬業

※○印の書類が申請内容に応じて必要です。

番号	提出書類		新規	更新	変更許可	変更届				
						役員・株主等	車両	住所	積替保管施設	
1	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第六号または様式第十二号)		○	○	○					
2	(特別管理)産業廃棄物処理業変更届書(様式第十一号または様式第十七号)					○	○	○	○	
3	事業計画の概要を記載した書類	事業計画の概要他(様式第六号の二 第1面～第5面)(注2)	○	○	○				○	
		施設等所在地付近の見取り図	○	○	○				○	
		施設の構造を明らかにする平面図、断面図、立面図、構造図、設計計算書等	○ (積替保管)	○ (積替保管)	○ (積替保管)				○	
4	収集運搬の用に供する自動車等の写真(様式第六号の二 第6面)		○				○			
5	自動車の車検証等の写し(注5)		○				○			
6	収集運搬の用に供する容器類等の写真(様式第六号の二 第7面)		○		○					
7	施設の所有権原等を証する書類	積替え保管(注3)	○ (積替保管)	○ (積替保管)	○ (積替保管)				不動産登記事項証明書(注1)	○
		地籍図(注1)							○	
		当該施設を使用する権原を有することを証する資料(契約書等)							○	
8	申請者	法人							定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(注1)	○
									申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)(注1)	○
									申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○
									申請書3面に記載の法人の登記事項証明書(注1)	○
		個人							住民票(本籍地記載)(注1)	○
									成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○
9	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		○	○	○					
10	資産状況	法人							事業の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類(様式第六号の二 第8面)	○
									直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	○
									直前3年の確定申告書の写し	○
									直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税～様式その1))(注1)	○
		個人							資産に関する調書(様式第六号の二 第9面)	○
									直前3年の確定申告書の写し	○
直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税～様式その1))(注1)	○									
11	誓約書		○	○	○					
12	他都道府県で処理業の許可を有している場合の許可証の写し		○	○	○					

注1. 添付書類の写しの提出、一部省略の内容

(1) 原本照合を受け、原本の写しを添付する場合は、原本と写しを準備してください。(原本は確認後お返しします。) 原本の写しを添付することができる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 法人の登記事項証明書
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (ウ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (エ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書
- (オ) 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税様式その1))
- (カ) 不動産登記事項証明書(積替え保管に限る)
- (キ) 地籍図(積替え保管に限る)

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税様式その1))
- (エ) 不動産登記事項証明書(積替え保管に限る)
- (オ) 地籍図(積替え保管に限る)

※複数の産業廃棄物処理業許可申請を同時に行う場合で添付書類が重複する場合、一方の申請には原本又は写しを1部添付し、他方の申請には当該書類の添付を省略する旨を記載することで添付書類を省略することができます。

(2) 先行許可証の提出

① 先行許可証とは次の要件をすべて満たす許可証のことをいいます。

(ア) 規則に定める添付書類をすべて添付して受けた産業廃棄物処理業の許可であること。

(許可証の記載事項6項目の先行許可証の提出の有無が「無」であること。)

(イ) 当該許可の日から5年を経過していないものであること。

② 添付を省略できる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書

注2. 事業の全体計画(事業計画の概要を記載した書類)のなかで、予定運搬先の所在地が鹿児島市以外の場合、処分先の許可証の写しを添付してください。

注3. 積替え保管を含む新規許可申請を検討される場合、事前にお問い合わせください。

注4. 他の自治体で既に許可を有している場合で、同内容の新規許可を申請する場合には、有効期限内の更新修了証の写しと他の自治体の許可証の写しを添付することによって、新規講習会修了証に代えることができます。

(既存許可より取扱い品目を増やしたい場合は、新規修了証が必要です。)

【修了証の有効期限】

- ・新規講習会修了証：終了証記載の終了日から5年間
- ・更新講習会修了証：終了証記載の終了日から2年間

注5. 令和5年1月以降に車検を受けた車両については、車検証に代えて「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください。

処分業

※○印の書類が申請内容に応じて必要です。

番号	提出書類	新規	更新	変更許可	変更届			
					役員・株主等	住所	その他	
1	(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書(様式第八号または様式第十四号)	○	○	○				
2	(特別管理)産業廃棄物処理業変更届書(様式第十一号または様式第十七号)				○	○		
3	事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画他(様式あり)	○	○	○			
		施設等所在地付近の見取り図	○	○	○			
		施設の構造を明らかにする平面図、断面図、立面図、構造図、設計計算書等	○	○	○			
4	施設の所有権原等を証する書類	不動産登記事項証明書(注1)						
		地籍図(注1)	○	○	○			
		当該施設を使用する権原を有することを証する資料(契約書等)						
5	申請者	法人	定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(注1)	○	○	○	○	○
			申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)(注1)	○	○	○	○	
			申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○	○	○	○	
			申請書3面に記載の法人の登記事項証明書(注1)	○	○	○	○	
		個人	住民票(本籍地記載)(注1)	○	○	○		○
			成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書(注1)	○	○	○		
6	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	処分課程	○	○	○			
7	施設の維持管理を行うに足る技術的能力を説明する書類	処理施設技術管理者過程(注5)	○	○	○			
8	資産状況	法人	事業の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類(様式あり)	○	○	○		
			直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	○	○	○		
			直前3年の確定申告書の写し	○	○	○		
			直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税~様式その1))(注1)	○	○	○		
		個人	資産に関する調査(様式あり)	○	○	○		
			直前3年の確定申告書の写し	○	○	○		
		直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税~様式その1))(注1)	○	○	○			
9	産業廃棄物の処分(最終処分を除く)後の処分方法を記載した書類(様式あり)	○ 中間処理	○ 中間処理	○ 中間処理				
10	特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(感染性産業廃棄物、廃石綿の処理を除く)	○	○	○			
		当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が性状について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類(感染性産業廃棄物、廃石綿の処理を除く)	特別管理 産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物			
11	誓約書	欠格要件に係る誓約書(様式あり)	○	○	○			
12	他都道府県で処理業の許可を有している場合の許可証の写し	○	○	○				

その他の変更につきましては事前にご相談ください。

注1. 添付書類の写しの提出、一部省略の内容

(1) 原本照合を受け、原本の写しを添付する場合は、原本と写しを準備してください。(原本は確認後お返しします。) 原本の写しを添付することができる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 法人の登記事項証明書
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (ウ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (エ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書
- (オ) 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税様式その1))
- (カ) 不動産登記事項証明書
- (キ) 地籍図

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類(納税証明書(国税様式その1))
- (エ) 不動産登記事項証明書
- (オ) 地籍図

※複数の産業廃棄物処理業許可申請を同時に行う場合で添付書類が重複する場合、一方の申請には原本又は写しを1部添付し、他方の申請には当該書類の添付を省略する旨を記載することで添付書類を省略することができます。

(2) 先行許可証の提出

① 先行許可証とは次の要件をすべて満たす許可証のことをいいます。

(ア) 規則に定める添付書類をすべて添付して受けた産業廃棄物処理業の許可であること。

(許可証の記載事項6項目の先行許可証の提出の有無が「無」であること。)

(イ) 当該許可の日から5年を経過していないものであること。

② 添付を省略できる書類は次のとおりです。

(申請者が法人の場合)

- (ア) 申請書2、3面に記載した全員の住民票(本籍地記載)
- (イ) 申請書2、3面に記載した全員の成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書
- (ウ) 申請書3面に記載した法人の登記事項証明書

(申請者が個人の場合)

- (ア) 住民票(本籍地記載)
- (イ) 成年被後見人、被保佐人に登記されていないことの証明書

注5. 15条該当施設のみ必要です。

(7) 許可申請手数料

令和6年3月現在(単位:円)

		新規許可	更新許可	変更許可	譲受・借受	合併分割
産業廃棄物	収集運搬	81,000	73,000	71,000		
	処分	100,000	94,000	92,000		
特別管理 産業廃棄物	収集運搬	81,000	74,000	72,000		
	処分	100,000	95,000	95,000		
施設設置(焼却施設及び埋立処分場)		140,000		130,000	70,000	70,000
施設設置(上記以外の施設)		120,000		110,000	70,000	70,000
熱回収施設設置者認定		33,000	20,000			

(8) 講習会

① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

許可の基準の一つである申請者の能力に係る基準の中に収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することとされています。

鹿児島市においては、収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するには、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う標記講習会を修了することをもって認めることとしていますので、処理業の許可申請に際し、標記講習会の修了証を添付することになっています。

新規講習会修了証の有効期限は5年、更新講習会修了証の有効期限は2年となっています。

ア. 講習会の修了証の取扱い

講習会 修了証			産業廃棄物				特別管理産業廃棄物			
			新 規		更 新		新 規		更 新	
			収 運 課 程	処 分 課 程	収 運 課 程	処 分 課 程	収 運 課 程	処 分 課 程	収 運 課 程	処 分 課 程
産業 廃棄 物	新 規	収 運	○		※		○		※	
		処 分		○		※		○		※
	更 新	収 運	○		○		○		○	
		処 分		○		○		○		○
	変 更	収 運	○		○		○		○	
		処 分		○		○		○		○
特別 管理 産 廃	新 規	収 運					○		※	
		処 分						○		※
	更 新	収 運					○		○	
		処 分						○		○
	変 更	収 運					○		○	
		処 分						○		○

※他の自治体で既に許可を有している場合で、同内容の新規許可を申請する場合には、有効期限内の更新終了証の写しと他の自治体の許可証の写しを添付することによって、新規講習会終了証に代えることができます。(既存許可より取扱品目を増やしたい場合は、鹿児島県は更新終了証、鹿児島市は新規終了証が必要です。)

イ. 受講対象者

【法人の場合】…… その代表者またはその業務を行う役員、若しくは業を行おうとする区域に存する事業場(本店・支店等)の代表者

【個人の場合】…… 原則として申請者本人

ウ. 講習課程等

令和6年3月現在

講習課程名		講習期間	受講料	許可申請に当たっての講習会修了証の有効期間
新 規 許 可	産業廃棄物	収集運搬(対面)	2日間 29,700円	修了証発行の日 から5年間
		〃 (オンライン)	約12時間 25,300円	
		処分(対面)	3日間 48,400円	
		〃 (オンライン)	約19時間 39,600円	
		収運・処分同時(対面)	3.5日間 67,100円	
		〃 (オンライン)	約21時間 57,200円	

	特別管理 産業廃棄物	収集運搬(対面)	2.5日間	46,200円	
		〃(オンライン)	約16.5時間	37,400円	
		処分(対面)	4日間	68,200円	
		〃(オンライン)	約24時間	56,100円	
		収運・処分同時(対面)	4.5日間	97,900円	
		〃(オンライン)	約27時間	83,600円	
更 講 新 習 許 会 可	産業廃棄物 又は特別管 理産業廃棄 物	収集運搬(対面)	1日間	19,800円	修了証発行の日 から2年間
		〃(オンライン)	約6時間	16,500円	
		処分(対面)	1.5日間	24,200円	
		〃(オンライン)	約9時間	20,900円	
		収運・処分同時(対面)	2日間	38,500円	
		〃(オンライン)	約10.5時間	33,000円	

② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

その事業活動に伴い、特別管理産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行なわせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。【法第12条の2第8項】

そこで、鹿児島市では、(公財)日本産業廃棄物振興センターの講習会を修了した者を「一定の資格を有する者と同等以上の知識を有する者」と認め、特別管理産業廃棄物管理責任者として取扱うこととしています。

ア. 特別管理産業廃棄物を排出する事業所

- a 燃えやすい廃油を排出する事業所
- b 著しい腐食性を有する廃酸、廃アルカリを排出する事業所
- c 感染性産業廃棄物を排出する医療機関
- d 有害物質を含む産業廃棄物を排出する事業所(ダイオキシンを含む)
- e PCBを含む産業廃棄物を保管している事業所

イ. 講習期間 1日間

③ 廃棄物処理施設技術管理者講習会

産業廃棄物処理施設の設置者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。【法第21条】

この技術管理者は、施行規則第17条に規定する「学歴、経験等」の要件を備え、「産業廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましい」ため、鹿児島市では(一財)日本環境衛生センターの講習会を修了した者を技術管理者として取扱うこととしています。

ア. 受講対象者

a 基礎・管理課程

この課程は、施行規則第17条に定める技術上の実務経験年数が不足している方を対象とする講習です。

講習期間：10日間(基礎課程6日+管理課程4日)

但し、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コースは8日間(基礎課程4日+管理課程4日)

b 管理課程

この課程は、技術上の経験年数を有している方を対象とする課程で、「産業廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門知識及び技能に関する講習を修了することが望ましい。」とする厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第96号」（平成12年12月28日）に対応する講習です。

講習期間：4日間

イ. 受講コース

※「基礎・管理課程」「管理課程」ともに共通、いずれも法第15条に規定する施設が対象

受講コース（類型別）		取得できる資格
処理施設の種類	受講コース名	
廃プラスチック類、木くず・がれき類の破砕	破砕・リサイクル施設コース	破砕・リサイクル施設技術管理士
汚泥の脱水・乾燥、廃油の油水分離、廃酸・廃アルカリの中和、有害汚泥のコンクリート固型化、水銀汚泥のばい焼、廃プラスチック類の油化・熔融加工・固形燃料化、他	産業廃棄物中間処理施設コース（焼却、破砕リサイクル、バイオマス利活用関連を除く。）	産業廃棄物中間処理施設技術管理士
汚泥・廃油・廃プラスチック類、・廃PCB、その他の産業廃棄物の焼却	産業廃棄物焼却施設コース	産業廃棄物焼却施設技術管理士
バイオマス、炭化・ガス化メタン発酵、高速堆肥化、BDF製造施設（廃食用油 燃料化施設）	有機性廃棄物資源化（バイオマス利活用関連）施設コース	有機性廃棄物資源化施設技術管理士
産業廃棄物最終処分場	最終処分場コース	最終処分場技術管理士

(9) 生活環境影響調査

産業廃棄物処理施設の設置の許可及び変更許可の申請書には、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付しなければなりません。【法第15条第3項】

① 調査事項及び調査項目

廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気環境（大気質、騒音、振動又は悪臭）及び水環境（水質及び地下水）に係る事項について、それぞれ具体的な調査項目を選定する。

ア 破碎・選別施設

調査事項	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質量 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

イ 焼却施設

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質量 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

ウ 最終処分場

管理型：○ 安定型：◎ 遮断型：●

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立 ^{注1)}				
大気環境	大気質	粉じん					◎◎		
		二酸化窒素 (NO _x)							◎◎●
		浮遊粒子状物質 (SPM)							◎◎●
	騒音	騒音レベル					○	◎◎●	◎◎●
	振動	振動レベル					○	◎◎●	◎◎●
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）							○●
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○ ◎ ^{注2)}						
		化学的酸素要求量 (COD) ^{注3)}	○ ◎ ^{注2)}	○	○				
		全りん (T-P)	○	○	○				
		全窒素 (T-N) ^{注4)}	○	○	○				
		ダイオキシン類	○	○					
		浮遊物質 (SS)	○ ◎ ^{注2)}	○					
		その他必要な項目 ^{注5)}	○	○					
地下水	地下水の流れ			◎◎ ●					

- 注1) 水面埋立の処分場においては、処分場の存在そのものが潮流の変化に影響を及ぼす恐れがある場合であって、その影響を考慮する時には、化学的酸素要求量 (COD)、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。
- 注2) 安定型最終処分場については、浸透水が表流水系に放流される場合に限る。
- 注3) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合、又はCODを含む浸透水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、CODを調査項目として取り上げる。
- 注4) 全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。
- 注5) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

② 実施にあたって

対象施設の構造上の特性、廃棄物の種類・性状、地域特性等を勘案して、影響が発生することが想定されない調査事項については、調査を実施する必要はないが、この場合、必要がないと判断した理由を記載する。

③ 調査対象地域の設定

廃棄物処理施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として申請者が設定する。

ア 大気質：煙突からの排ガスの影響は、寄与濃度が相当程度大きくなる地域

自動車排気ガスによる影響は、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域

イ 騒音：施設からの騒音の大きさが相当程度変化する地域であって、人家等が存在する地域

走行車両による騒音は、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域

ウ 振 動：騒音と同様の考え方

エ 悪 臭：煙突からの悪臭の影響については、大気汚染と同様の考え方

施設から漏洩する悪臭の影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域

オ 水 質：排水が十分に希釈される地点までの水域

カ 地下水：最終処分場によって地下水の水位、流動状況に影響を及ぼす範囲

④ 現況把握

ア 調査項目の現況及び自然的、社会的条件の現況把握

既存の文献、資料または、現地調査により行うこととする。

イ 現況把握を行う調査地点

調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等の中から適切に設定する。

ウ 現況把握の時期及び期間

調査項目の特性に応じて、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。

⑤ 予測

計画されている廃棄物処理施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

⑥ 影響の分析

廃棄物処理施設の設置による影響の程度について、調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら行う。生活環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにすることが必要である。

⑦ 生活環境影響調査書の作成

上記の調査結果等を、生活環境影響調査書として取りまとめる。

2 報告・届出事項

鹿児島市では、産業廃棄物処理業者に対し、下記の事項についての報告、届出を求めています。

(1) 排出事業者の報告

- ① 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（法第12条の3第7項）
産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、前年度の交付等の状況を6月30日までに報告。
- ② 産業廃棄物処理計画書（法第12条第9項）
前年度の産業廃棄物排出量が1,000 t以上、または特別管理産業廃棄物排出量が50 t以上の事業者は当該年度6月30日までに報告。
- ③ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（法第12条第10項）
②の産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況を翌年度6月30日までに報告。
- ④ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管状況等届出書（PCB特措法第8条）
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者等は、前年度の保管状況等を6月30日までに報告。

(2) 産業廃棄物処理業者の報告

産業廃棄物処理業者は、前年度の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分実績を6月30日までに報告。（法第18条第1項）

